

IV 特別区たばこ税

たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金です。たばこには、さまざまな税金がかけられています。消費税、国のたばこ税、都たばこ税、そして特別区たばこ税です。たばこを買った人は、これらの税金も一緒に払っていることになります。

特別区たばこ税は、たばこ製造業者や卸売販売業者などが中野区内の小売店に売り渡したたばこの本数により計算して申告納付しています。したがって、中野区内のたばこ小売店の売り上げ本数によって税収が決まります。

【たばこ1箱の税金】

1箱(20本入り)580円の場合

税金の種類	税 額	定価に占める割合
特別区たばこ税	131.04円	22.6%
都たばこ税	21.40円	3.7%
たばこ税(国税)	136.04円	23.5%
たばこ特別税(国税)	16.40円	2.8%
消費税(地方消費税含む)	52.73円	9.1%
合 計	357.61円	61.7%

※ 上記は、消費税10%の場合の税額です。

※ 自動販売機でたばこを購入する際は、専用のICカード「taspo(タスポ)」が必要です。

【タスポお問い合わせ先】

taspo(タスポ)ダイヤル

☎0120(222)180(一般電話から)

☎0570(012)340(携帯電話から)

☎011(330)3201(IP電話等から)

(土日祝日を除く午前9時～午後5時)

◆中野区内で購入したたばこの税金は？

Q:たばこを中野区内の店舗や自動販売機で購入すると、その特別区たばこ税は中野区の収入になりますか？



A:中野区内の店舗や自動販売機で購入されたたばこに対する特別区たばこ税は、中野区の収入になり、中野区民のみなさんのくらしに役立てられます。

V 不服申立て

住民税の賦課決定(税額の決定)や、滞納処分(差押等)について不服のある方は、区長に対して文書で審査請求ができます。

審査請求にあたっては、「審査請求書」を作成し、提出していただく必要があります。

主な処分に対する審査請求の期間

	審 査 請 求 期 間
賦課決定について	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促について	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
財産の差押えについて	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日まで